

## 「目黒区特別支援教育推進計画（第五次）」策定の進め方について

### 1 経緯

目黒区教育委員会では、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりのもつ能力や可能性を最大限に伸ばす教育の推進を目指し、平成19年3月に「目黒区特別支援教育推進計画」を策定した後、第二次（平成22～26年度）、第三次（平成27～31年度）、第四次（令和2～6年度）の計画を定め、特別支援教育の推進に努めてまいりました。現計画の計画期間は今年度末で終わるため、現在、第五次計画の策定を進めております。

第五次計画策定に当たっては、国・都の動向を踏まえつつ、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方としています。

### 2 第五次計画の方向性

- (1) 「目黒区教育に関する大綱」、「めぐろ学校教育プラン」を踏まえ、区の行政計画（基本計画、実施計画、各種補助計画）との整合性を図った内容とします。
- (2) 国や東京都の特別支援教育に関する動向に十分配慮した内容とします。
- (3) 計画期間は、令和7（2025）年度からの5年間とします。

### 3 検討方法

- 教育委員会事務局に設置した「特別支援教育推進計画検討委員会」において検討します。  
構成員：教育次長、教育委員会事務局関係課長、小・中学校校長会代表、幼稚園・こども園園長会代表、健康福祉部障害施策推進課長、障害者支援課長、子育て支援部子育て支援課長、子ども家庭支援センター所長、保育課長
- 検討委員会において学識経験者から専門的な意見をいただくとともに、教育施策説明会及び特別支援教育講演会等で保護者、障害者団体、一般区民等からご意見を伺います。

### 4 スケジュール

令和6年	1～8月	検討委員会で計画の検討、学識経験者からの意見聴取
	5～6月	教育施策説明会・特別支援教育講演会で策定の進め方を説明
	9月	第五次計画素案決定
	10月	第五次計画素案パブリックコメント実施 特別支援教育講演会で説明・意見聴取
令和7年	2月	第五次計画案決定
	3月	第五次計画決定・公表

以 上

## 《参考》特別支援教育に関する国・都の主な動き（令和2年度～）

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日）

### 【新時代の特別支援教育の在り方】

- ・特別支援教育への理解・認識の高まり，制度改正，通級による指導を受ける児童生徒の増加等，インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況は変化
- ・通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進

- 文部科学省 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（令和3年1月4日）

### 【特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方】

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
  - ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
  - ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現により、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）

### 【立法の目的】

- ・医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
  - ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
  - ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 【基本理念】

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

- 障害者基本計画（第5次）（令和5年3月）

### 【基本理念】

- ・共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

### 【基本原則】

- ・地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

- 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～（令和4年3月）

- ・障害のある人も障害のない人もともに尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念とする。